

「旅客船の総合的な安全・安心対策」の実施状況

令和6年10月3日

I) 総論

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
- ☆**事業許可更新制度**の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・**運航の可否判断**の客観性確保
- ☆避難港の活用^{の徹底}
- ☆地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

②船員の資質の向上

- ☆**船長要件**の創設
(**事業用操縦免許**の厳格化(修了試験の創設等)、**初任教育訓練**、乗船履歴)
- ☆**発航前検査**の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

③船舶の安全基準の強化

- ☆法定無線設備から**携帯電話を除外**
- ☆業務用無線設備等の導入促進
- ☆**船首部の水密性**の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ☆**改良型救命いかだ**等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

④監査・処分の強化

- ☆海事監査部門の改革
(安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、**抜き打ち・リモート**による監視の強化、**裏取り・フォローアップ**の徹底、**自動車監査等**のノウハウ吸収、**監査体制の強化**等)
- ☆行政処分制度の抜本的見直し
(**違反点数制度**、**船舶使用停止処分**の導入等)
- ☆罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ☆許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ☆国による**JCI(日本小型船舶検査機構)**の検査方法の**総点検・是正と監督の強化**(ハッチカバー等を含む) 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ☆安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- ☆行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦利用者保護の強化

- ☆旅客傷害賠償責任**保険の限度額引上げ**
- ☆旅客名簿の備置き義務の見直し 等

(注) ☆は令和6年10月3日時点で実施中又は実施済の案件

令和4年12月22日 知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめ 対策項目全66項目

実施中又は実施済

準備中

令和5年10月12日
第1回フォローアップ委員会

35項目

31項目

令和6年10月3日
第2回フォローアップ委員会

49項目

17項目

令和7年4月

61項目※

5項目※

※予定

○ 進捗状況は下記に分類する。

✓ 実施中又は実施済：講ずべき措置が行われ、引き続き実施している又は完了したもの
(法令が施行済のものを含む)

✓ 準備中：講ずべき措置に向けて、引き続き準備しているもの (法令が公布済で未施行のものを含む)

全体： 49項目実施中、[☆]17項目準備中 / 66項目中
又は実施済 (R6.10.3時点)

総合的な安全・安心対策

※前回会議：35項目実施中又は実施済、31項目準備中

実施中の主な項目

(1) 事業者の安全管理体制の強化

5項目実施中、13項目準備中 / 18項目
又は実施済

- ・運輸安全マネジメントの強化
- ・管理者の要件審査の厳格化
- ・避難港の活用の徹底

(2) 船員の資質の向上

5項目実施中 / 5項目
又は実施済

- ・初任教育訓練の義務化
- ・船長要件の創設
- ・発航前検査の確実な実施

(3) 船舶の安全基準の強化

7項目実施中、 / 7項目
又は実施済

- ・法定無線設備から携帯電話を除外
- ・無線設備の導入促進
- ・非常用位置等発信装置の積付け

(4) 監査・処分の強化

19項目実施中、2項目準備中 / 21項目
又は実施済

- ・抜き打ち・リモートによる監視強化
- ・通報窓口の設置等による機動的な監査
- ・罰則の強化

(5) 船舶検査の実効性の向上

5項目実施中 / 5項目
又は実施済

- ・船舶検査方法の総点検・是正
- ・国によるJCIの監督強化
- ・船舶検査での国提供情報の活用

(6) 安全情報の提供の拡充

5項目実施中、2項目準備中 / 7項目
又は実施済

- ・国による安全情報の提供の拡充
- ・事業者による安全情報の提供の拡充

(7) 利用者保護の強化

3項目実施中 / 3項目
又は実施済

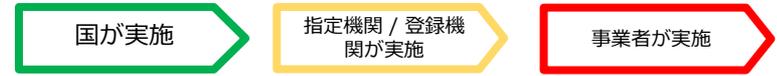
- ・船客傷害賠償責任保険限度額引上げ
- ・旅客船名簿の備置き義務の見直し
- ・救命胴衣に関する情報の周知

II) 各論

- 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の試験実施に関する事務を行う指定試験機関について、令和6年8月19日から10月18日まで公募を実施。
- 令和7年度から、試験を実施できるよう準備中。
- 令和8年度に、関係省令を施行予定。ただし、新規参入を除き従前の要件による管理者選任を認める経過措置を1年設け、円滑な制度移行を図る。

【スケジュールのイメージ】

<凡例>



	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	...
安全統括管理者・運航管理者の選任	<p>公開係予省定令</p>		<p>施行係予省定令</p> <p>経過措置1年 (新規参入を除き、従前の要件による管理者選任も認める)</p>	<p>資格者証を有する者から安全統括管理者・運航管理者を選任する必要</p>	
			<p>資格者証を有する者から 選任した旨の選任届を提出</p>		
試験	<p>試験機関公募・指定</p> <p>試験準備</p> <p>問題例の周知</p> <p>資格者証発給準備等</p>	<p>試験実施 ※令和7年度初回日程は今後調整</p> <p>資格者証発給事務の実施・資格者管理</p>			
講習		<p>講習機関 公募・登録</p>	<p>講習実施 (資格者証の更新講習)</p>		
			<p>講習実施 (運航管理者が船舶に乗組む場合の運航管理者追加講習及び陸上従業者講習) ※初回日程は今後調整</p>		

届出事業の登録制への移行（参考資料P.2(1)⑦、P.12(4)⑱(ii)）

令和7年4月施行予定

- 事業の届出制度から登録制度に改め、事業停止や事業取消の行政処分の対象とし、欠格事由（欠格期間・処分逃れ）の該当確認等、一定の参入規制を行うことにより、悪質な事業者を退出させることとする。
- 一方、事業規模が小さいこと等に鑑み、許可事業者に参入時に課す審査項目（事業遂行能力、輸送需要を踏まえた施設の適応性等）への適合性までは求めないこととする。
- なお、許可事業と同様に、安全統括管理者・運航管理者についての資格制度の創設や事業用操縦免許の取得要件の強化、船長の選任要件の創設等、今回の事故を踏まえ安全対策を強化する。
- 上記のいずれも、対象は対外旅客定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業とする。

	届出制	登録制
欠格期間	無	有
事業停止	対象外	対象
事業取消	対象外	対象

【スケジュールのイメージ】



—安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実(1)—

令和6年4月施行済

- **安全管理規程に記載する事項**として、これまでひな形で示していた内容が法令上明確となるよう、**重要規定を法令化**。

<安全管理規程の重要規定の法令化>

施行前

海上運送法施行規則 (第七条の二等)

- ・安全管理規程に定めるべき事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
 - 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任に関する事項



施行後

海上運送法施行規則 (第七条の二等)

- ・安全管理規程に定めるべき事項
 - 上記から変更なし
- ・安全管理規程において明らかにするべき内容
 - **営業所**の名称、所在場所及び連絡先
 - 輸送の安全の確保に関する**経営責任者の責任**
 - 輸送の安全に関わる**情報の関係者への連絡**
 - 気象、海象等により輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況で**船舶の運航中止**
 - 船舶その他の輸送施設の**点検及び整備**の確実な実施
 - 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある**船舶その他の輸送施設の使用中止**
 - 従業員の酒気帯びの有無及び疾病、疲労等により**安全に業務を遂行することができないおそれの有無の確認**
 - 従業員に対する**教育及び訓練**の実施
 - 輸送の安全に関する業務の実施状況についての正確な**記録の保管**

明確化

事業者の安全管理体制の強化

—安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実(2)—

(参考資料P1(1)②~④、P.3(1)⑧~⑩、P.4(11)~(13)、P.5(14)~(16)、P.15(3))

見直し内容に関する基本的な考え方

- 安全管理規程（ひな形）の充実について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「2段階」に分けて改正する。
- フェーズ1では、実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項（令和8年度施行予定）を反映する。

主な改正事項

【フェーズ1】

令和6年10月ひな形改正予定

- 安全管理規程の実効性確保
 - ・ 記録の作成、備置き及び保存（期間）について明確化
 - ・ 運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化
- 事故の防止、事故発生時の対応
 - ・ 国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
 - ・ 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化

等

【フェーズ2】

令和7年度ひな形改正予定

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
 - ・ 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて明確化
- 安全管理規程の実効性確保
 - ・ 乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制を明確化

等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：国は、ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正することを認める。（事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限までに改正が行われていれば良い）
- フェーズ2：事業者は、事業の実施に必要な資格者を確保し次第、令和8年度中に規程変更・届出を行う。
（規程変更のリミットは経過措置適用期限の令和8年度末）

令和6年度公表予定

- **ドライブレコーダーに相当する装置に記録された映像等を日々の教育訓練へ活用することについて、一定の船舶への義務付けに向けたガイドラインを作成することとされている。**
- 令和5年度、自動車分野での事例を参考に、船舶でのドライブレコーダーの教育訓練への活用に関する調査を実施。本調査で撮影された映像から研修時や事故・ヒヤリハット発生時の振り返り等へ活用できることを確認。なお、性能は自動車用として販売されている市販品で対応可能。
- **令和6年度中のガイドライン公表に向けて準備中。** 義務付け対象については検討中。



実証船舶
(一例)



調査に使用した
ドライブレコーダー (一例)

撮影された映像の活用が考えられる場面(例)

初任研修時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ベテランのお手本を映像で示す。 ✓ 研修の振り返りや注意点を確認。
事故・ヒヤリハット発生時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事故・ヒヤリハット発生時の映像をもとに、再発防止に活用。
定期研修時 (平時)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事故・ヒヤリハット映像をもとに再発防止や危険予知トレーニングに活用。 ✓ 手順等を守って安全運航に努めているかを確認。
その他 (教育以外での活用)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事故発生時の責任所在の明確化 ✓ 旅客とのトラブル発生時に、事実関係の確認 (船員を守る)



前方カメラによる撮影イメージ



操船者カメラによる撮影イメージ

知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会

開催経緯

- 知床遊覧船事故を踏まえた議論の結果、令和4年12月、一般旅客船や遊漁船に対し、
 - ① 安全設備（法定無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等）の搭載を義務化
 - ② 水密隔壁等の設置又は代替措置として浸水・沈没対策設備（浸水警報装置、排水設備）等の搭載を義務化する方針を決定。
- 令和5年11月、安全設備の搭載義務化に関するパブリックコメントを実施したところ、特に遊漁船事業者より、いかだ等の搭載義務化について「業務実態を踏まえた特例の追加検討」を求める意見が多数提出。
- 令和6年7月、「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」において、船舶の安全を確保しつつ遊漁船の業務実態を踏まえた実効性のある方策として、
 - ① いかだ等の搭載を不要とする方法
 - ② 浸水・沈没対策設備の搭載方法
 の詳細について結論。

【委員】

遊漁船関係の学識経験者、団体、事業者、自治体に加え、知床遊覧船事故対策検討委員会の委員及び造船事業者の17名で構成

工藤 貴史	東京海洋大学 海洋生命科学部 教授（座長）	古明地 恵一	北海道 水産林務部 水産局サケマス内水面担当課長
鳥居 享司	鹿児島大学 水産学部 准教授	松尾 隆男	長崎県 水産部 漁業振興課長
三村 達矢	（公財）日本釣振興会 事務局長	庄司 るり	（国研）海上・港湾・航空技術研究所 理事長
根岸 伸之	日本釣りジャーナリスト協議会 副会長	眞嶋 洋	（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会 顧問
高野 清秀	勇払マリーナ遊漁船会 事務局長 ※北海道	河野 康子	（一財）日本消費者協会 理事
伊藤 栄明	宮城県釣船業協同組合 理事長	門田 律	（一社）日本マリン事業協会 技術委員会 委員長
一之瀬 徹也	神奈川県釣船業協同組合 専務理事	綿谷 智史	（一社）九州小型船舶工業会 理事
雲 智和	大島遊漁船業組合 理事 ※福井県		
杉村 和哉	琵琶湖遊漁船業協会 理事 ※滋賀県	【オブザーバー】	（一社）日本旅客船協会、日本小型船舶検査機構
吉田 修	西日本遊漁船業協同組合 顧問 ※福岡県	【行政機関】	水産庁沿岸・遊漁室、国土交通省海事局（事務局）

【スケジュール】

令和6年	3月18日	第1回検討会
	4月12日	第2回検討会
	4月25日	第3回検討会
	5月13日	第4回検討会
	5月27日	第5回検討会
	6月13日	第6回検討会
	6月21日	第7回検討会



検討会の様子

対象船舶

令和7年4月1日以降、順次義務化予定

➤ 以下の①又は②に該当する船舶のうち、一定の水温を下回る水域・時期を航行する船舶が義務化の対象。

- ① 旅客定員13人以上の船舶
- ② 旅客定員12人以下の船舶（事業の用に供するもの）

（注）事業とは、「海上運送法」又は「遊漁船業の適正化に関する法律」における事業であり、対象船舶は船舶検査証書の航行区域で判断

航行する水域の最低水温	対象船舶
10℃未満	すべての船舶（河川、港内、一部の湖を航行するものを除く※）
10℃以上15℃未満	平水区域を超えて航行する船舶
15℃以上20℃未満	平水区域を超えて航行する船舶（船内に浸水しない構造を有するものまたは母港から5海里以内のみを航行するものを除く）

※ 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖が対象であり、それ以外の湖を航行する船舶は非対象

➤ 上記に該当する船舶は、以下のいずれかを義務化。

救命いかだ等の搭載

乗移時の落水危険性を軽減させた改良型「救命いかだ」又は「内部収容型救命浮器」を搭載



（注）水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合はスライダーを併せて搭載

救命いかだ等の搭載を要しない方法の実施

- 方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行
- 方法② 伴走船と航行（予め伴走船（最大4隻の船団）を確定）
- 方法③ 救助船を配備（水温に応じた一定の時間内に現場到着可能な位置に予め配備）
- 方法④ 船内に浸水しない構造（水温15℃以上20℃未満の海域・時期のみ適用可）
- 方法⑤ 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上20℃未満の海域・時期のみ適用可）

方法②及び方法③における特例

船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を予め決定することも可。

適用日

①旅客定員13人以上の船舶※

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和7年4月1日
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶：令和7年4月1日

②旅客定員12人以下の船舶（事業の用に供するもの）※

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和8年4月1日

※ 現存船は適用日以降の最初の定期検査までの経過措置あり。遊漁船業にのみ供する船舶は当分の間は非適用。

隔壁の水密化等の義務化 (参考資料P.7 (3) ③)

対象船舶

令和8年4月1日以降、順次義務化予定

以下の船舶に対し、水密全通甲板の設置を義務化。

: 知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶 (事業の用に供するもの)	
		20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上
平水		-		-	
限定沿海		水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
全沿海		水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
近海以遠					

水密全通甲板の設置に加え、以下の船舶に対し、いずれの一区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を配置すること (一区画可浸) を義務化。

航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶 (事業の用に供するもの)	
		20トン未満	20トン以上	20トン未満	20トン以上
平水		-		-	
限定沿海		一区画可浸の基準*1	損傷時復原性基準*2	一区画可浸の基準*1	
全沿海					
近海以遠		一区画可浸の基準*1		一区画可浸の基準*1	

*1 暴露部に開口がある区画 (打ち込みによる浸水のおそれがある区画) は、満水状態での浸水を検討

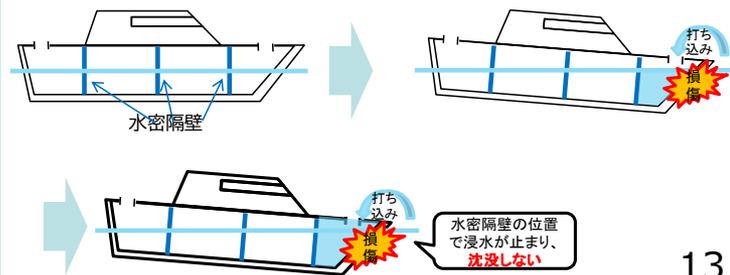
*2 国際条約に基づく基準 (確率論等を用いた詳細な計算が必要)

(表は500トンかつ80m以上の船舶の記載を除外)

上記の安全対策が困難な船舶(現存船や5トン未満の小型船等)は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能。
 浸水警報装置及び排水設備の搭載 又は 不沈性及び安定性を有する構造

適用日

(一区画可浸のイメージ)



①旅客定員13人以上の船舶*

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和8年4月1日
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶：令和8年4月1日

②旅客定員12人以下の船舶 (事業の用に供するもの)*

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶：令和9年4月1日

* 現存船は適用日以降の最初の定期検査までの経過措置あり。

遊漁船業にのみ供する船舶は当分の間は非適用。

目的

- 海上運送法の適用を受ける船舶等に対し、以下の安全設備について早期搭載を促進。
 - ・ 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な**改良型救命いかだ等**
 - ・ 海陸上との間で常時通信できる**業務用無線設備** (携帯電話を除く)
 - ・ 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**

事業概要

- 次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

1. 改良型救命いかだ等の導入

- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等 (改良型救命いかだ等) の導入



改良型救命いかだ等の例

2. 業務用無線設備の導入

- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入*



V H F 無線電話の例

3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

*法定の無線設備として導入する場合には、通信の相手方として、申請者が開設する海岸局又は構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要

公募期間

令和5年4月26日 (水) ~ 令和6年10月31日 (木)

- ✓ 申請者は、10月末までに申請の上、11月末までに購入を証する書面 (領収書等) を提出することで補助金が交付される。
- ✓ 業務用無線設備は、令和6年4月1日以降最初の定期的検査 (定期検査、中間検査) までに購入したものに限り。
 - (海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く)
- ✓ 非常用位置等発信装置は、令和6年4月1日以降最初の定期検査までに購入したものに限り。
 - (海上運送法の適用を受ける旅客定員12人以下の船舶を除く)

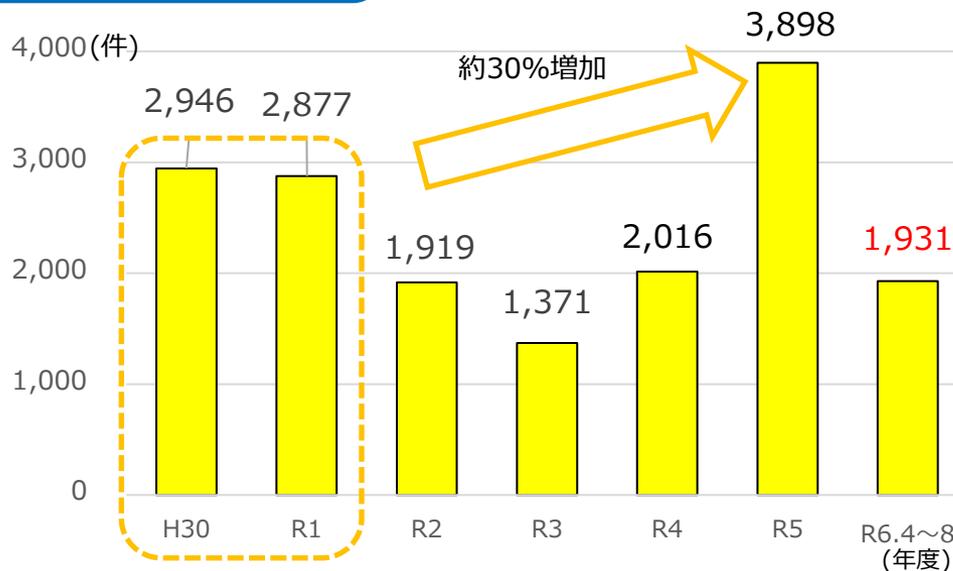


特設ホームページ

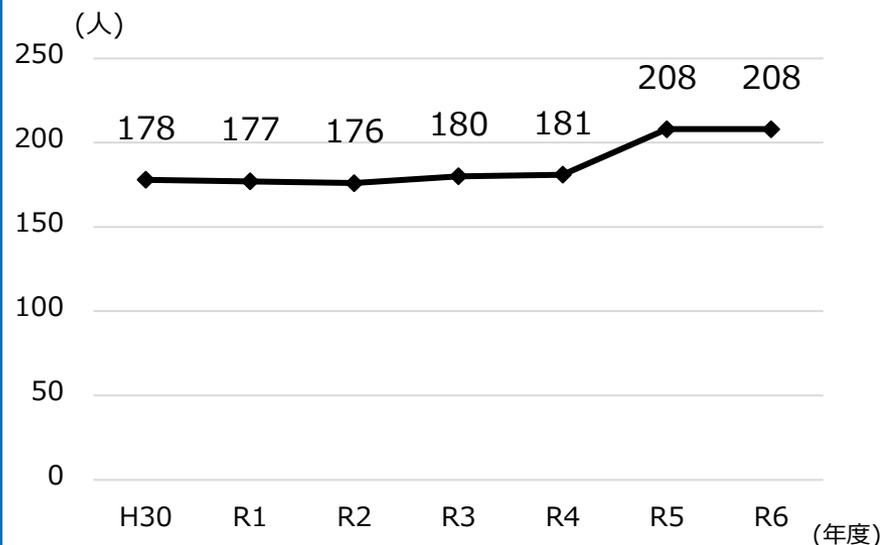
監査・処分の強化（1）（参考資料P.9(4)①、P.10⑧⑨、P.11⑩）

- 監査件数の増加や抜き打ち・リモート監査の活用により、事業者の監視を強化。
- 監査官の増員、自動車監査のノウハウ共有など、体制面・能力面を強化。

運航管理監査の件数



運航労務監理官 定員推移



行政処分・行政指導の件数

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6.4~8
行政指導		15	14	15	14	23	24	6
行政処分	安全確保命令	2	3	2	3	7	12	6
	事業停止	0	0	0	0	1	0	0
	許可取消	0	0	0	0	1	0	0
合計		17	17	17	17	32	36	12

【行政指導となった事例】

アルコール検査の一部未実施や陸上施設点検簿に基づいた点検等が実施されていない等の安全管理規程違反が確認された。

【安全確保命令となった事例】

船舶検査証書に定められている最大搭載人員を超えて旅客を搭載し、船舶を運航していた。

実施中の取組

【運航労務監理官が実施する監査手法の見直し】

- 抜き打ち・リモート(電話・web会議・メール等)による監査により、事業者に対する監視を強化
- 通報窓口の設置及び周知の強化等により、法令違反や事故リスクの高い事業者に対する機動的な監査を実施
- 船舶検査情報等を活用し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に実施
- 行政処分等を行った事業者に対し、改善が確認されるまで継続的・徹底的にフォローアップ
⇒R4.8～ 実施中

【運航労務監理官の監査能力の向上】

- 自動車監査部門との人事交流等による専門性の向上
⇒R4.7～ 国土交通本省及び地方運輸局等において、海事部門と自動車部門の間で職員の人事交流
R4.11～ 地方運輸局等の運航労務監理官が、自動車監査に同行（45名、109件※）
- 研修の充実
⇒R4.6～ 自動車監査部門が開催する研修に、地方運輸局等の運航労務監理官が参加（109名※）
R5.7 監査・捜査等に係る専門家による講習を含む研修（国土交通本省海事局が開催）に、
地方運輸局等の運航労務監理官が参加（48名※）

※R6.3まで

【違反点数制度の創設】

R6.4～ 法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う違反点数制度の創設

▶ **継続して実施し、引き続き監査の強化を図る。**

今後実施する取組

令和6年度実施予定

- 地方運輸局等が行う安全管理規程のチェックや監査の実効性向上のため、必要な**マニュアルの充実** 16
- **運航管理監査業務に品質管理システム（QMS）を導入**するため、地方運輸局等と調整し、手順書等を作成

違反点数制度の創設 (参考資料P.12 (4) ⑮⑯)

- 事業者による違反の重大性の認識を容易にし、違反抑止につなげる観点から、法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う違反点数制度を創設する。

違反行為と違反点数の例

事業規制に関する違反行為	違反点数		
	初違反	再違反 (※1)	累違反 (※2)
運賃料金・運送約款の公示義務違反	勧告	1点	2点
運送引受義務違反	3点	6点	12点
事業計画の変更認可違反	7点	15点	事業停止

安全管理規程に関する違反行為		違反点数		
違反分類	主な違反事項	初違反	再違反 (※1)	累違反 (※2)
極めて悪質な違反等	安全統括管理者及び運航管理者の未選任、運航中止基準未遵守、虚偽届出、各種記録簿改ざん 等	10点	20点	事業停止
事故発生の蓋然性の高い違反	運航管理者職務専念義務違反、基準航路未遵守、発航前検査記録簿未記録・未保存 等	5点	10点	20点
運航管理維持に不可欠な事項の違反	安全統括管理者及び運航管理者への権限未付与、事故時の連絡体制構築不備 等	2点	4点	8点
軽微な違反	各種記録簿一部記載漏れ・内容不備 等	1点	2点	4点

※1 過去1年以内に同一の違反による行政処分等を一度受けている場合の当該違反。

※2 過去1年以内に同一の違反による行政処分等を二度以上受けている場合の当該違反。

違反点数と行政処分の考え方

- 累計違反点数に応じて行政処分を下すこととし、**16点以上については、これまでの違反の態様に応じて、警告、船舶等使用停止命令、事業停止命令、許可取消処分を発動。**
- 地域住民等の生活航路の確保、高齢者、身体障害等移動制約者の移動手段の確保その他**公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、処分内容を変更することが可能。**

累計違反点数	1~15	16~
行政処分等類型	警告	安全確保命令等の行政処分等

- 海事局からの業務改善指示を受け、JCIが業務改善計画を提出。（令和5年2月20日）
- JCIでは、令和6年3月末までの約1年間を「業務改善集中期間」と位置づけ、集中的に対策を実施。

JCIの業務改善計画に基づく対応（令和6年3月末時点）

【安全第一の意識改革】

- ✓ 月1回の会議で改善事例を共有、安全意識を持った検査実施を徹底
- ✓ 検査の視野を広げるため外部講師による講義を定期的を実施（復原性理論、防火消防基準の背景、複合材料の特性等）

【業務改善室の設置】

- ✓ 業務改善室を即日設置。旅客船の検査状況を常時モニターして指導
- ✓ 全31支部の検査現場を確認。検査で注意すべき点（船体の水密性、脱出救命設備等の一層丁寧な確認等）について全支部に指示

【検査体制の強化】

- ✓ 検査員の採用を強化（業務改善集中期間で19名採用）
- ✓ 旅客船検査を確実に実施するため、旅客船に特化した研修プログラムを策定・実施した上で、19名の旅客船検査員を認定した。
- ✓ 検査の実効性向上と業務効率化の両立のため、支部を5グループに分け、その中で支部間連携を強化するよう管区ブロック制度を導入
- ✓ ウェアラブルカメラ中継も活用し、検査現場確認・指導を効率的に実施

令和6年4月以降の実施状況

【安全第一の意識改革】

- ✓ 本部と全支部で船舶検査に関する会議を定期的を開催し、小型船舶の安全確保を最優先とする検査という意識を徹底するための取り組みを継続中。
- ✓ 7月、日本船舶電装協会の技師を講師として招き、「船用電気設備の絶縁抵抗試験に係る講習会」を開催。今後も定期的に外部講師による講義を開催予定。

【継続的な業務改善の仕組み】

- ✓ 業務改善室に代えて、4月1日付で品質管理部を設置。
- ✓ 旅客船を中心に実地監査を実施中。8月31日までの実地監査実績は、17支部の検査現場を確認し、新造船：6隻7回、既存船：27隻33回
- ✓ 検査員の技量確認や研修制度の見直し等を引き続き検討中

【検査体制の強化】

- ✓ 検査員の採用を引き続き強化（9月1日付で8名採用）
- ✓ 4月1日付で旅客船検査課を設置。支部とも情報を共有しつつ、旅客船検査の進捗管理を実施中。新たな旅客船検査員の認定に向けて準備中。
- ✓ 本部と各管区ブロック長との会議を定期的を開催し、各管区ブロックにおける課題等の他、実地監査の状況や業務運営に関する事項の共有等を図っている。
- ✓ ウェアラブルカメラを活用し、円滑な検査執行を支援中。

現在実施している取組

令和6年度実施予定

- 新中期経営計画の策定作業中（検査の実効性向上、人員配置・ビジネスモデルの見直し など）

令和6年4月施行済

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府縣市町村名
- 事業許可/届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪/救命浮環、救命いかだ/救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

<国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL（事業者自らの公表・報告 義務なし）
 - ・ 事業の許可の取消し
 - ・ 事業の停止の命令
 - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1~3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度公表を行う

令和6年度運用開始に向けて調整中

- 利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資する制度（+ONEマーク(プラスワンマーク)制度）を創設する。
- 利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進する。

制度の位置づけ

事業者の申請に基づく任意の制度。事業者単位で評価。

対象者

不定期航路事業者

評価方法

評価認証団体による書類審査。評価認証団体の要件は次のとおり。

- ① 旅客船事業についての知見を有すること
- ② 被評価者である事業者に対し中立的であること
- ③ 全国的組織を有し、多数の申請に対応できること

認証期間

3年（上位マーク取得事業者は6年）

評価認証の方法

〈申請要件〉

- ① 事業許可取得（又は届出）後、3年以上経過していること。
- ② 過去に認証の取消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと。

〈評価項目〉

大項目

I.安全性に対する取組状況

- ・「海難防止」「救命」「乗客への情報提供」の3つの観点から評価。

II.運輸安全マネジメントの取組状況

評価基準は、安全性を評価するものではなく、事業者が法令遵守していることを確認した上で、それを超える上乗せの安全性向上に積極的に取り組んでいることを評価。

○マークを取得している事業者が、次の申請において再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。

○上位マークを取得した事業者は、マークの有効期間を延長する。その次の更新で、再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。

〈認証の取消し〉

○認証事業者が以下のいずれかに該当した場合は、認証の取消しを行う。

○認証を取り消された事業者は3年間申請できない。

ア.不正申請等により認証を受けたことが確認された場合

イ.認証期間内に認証事業者が行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合

令和6年10月1日施行

- 利用者保護の強化の観点から、**船客傷害賠償責任保険**について、現行の基準より高い賠償限度額への**引上げ**を行うとともに、各事業者が締結している保険に関する内容の公表の取組を進める。

具体的な方針

<引き上げ額>

- 許可事業者：3,000万円 → 1億円 に引上げ
- 届出事業者：3,000万円 → 5,000万円 に引上げ

※ 令和7年度より施行される登録事業についても、5,000万円とする。

(ただし、保険の加入状況や商品構成の変化を踏まえた将来の保険料の限度額の引上げ状況も踏まえつつ、今後1億円を推奨していく。)

<保険金額の公表>

- 運送約款に1億円(5,000万円)以上の保険契約を締結している旨を記載することで旅客に対しての公表を行う。
⇒各事業者の運送約款を改正

【スケジュールのイメージ】



III) 実施事例

- 旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、**地域全体の安全レベルの向上を図る**ことを目的に、事業者や関係者による**地域旅客船安全協議会を設置推進**。

軍艦島観光船協議会（令和5年11月設置）の例

【目的】

- ・ 見学施設における安全対策又は危機管理に関する情報を共有して見学者の安全な誘導體制を構築。
- ・ 運航の安全性向上を図り、海上運送事業の健全な発展及び振興に寄与する。

【構成メンバー】

- ① やまさ海運(株)
- ② (有)高島海上交通
- ③ (株)シーマン商会
- ④ 馬場 広徳
- ⑤ (株)ユニバーサルワーカーズ

※オブサーバー
 九州運輸局長崎運輸支局
 長崎市文化観光部観光政策課
 長崎旅客船協会
 (緊急連絡体制として参画)
 野母崎三和漁業協同組合
 長崎海上保安部

※軍艦島航路事業者の概要及び発着場所等について



【具体的な活動内容】

- (1) 見学施設の利用時間の調整に関すること
- (2) 安全対策又は危機管理に関すること
- (3) 運航可否判断及び運航に必要な情報の共有
- (4) 安全に関する検討及び分析並びに教育及び訓練
- (5) 身体障害者又は高齢者等の介助に係る研修
- (6) 緊急時の対応に関する訓練
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

上記協議会の他、「隠岐諸島旅客船安全協議会」、「鳴門観潮旅客船安全協議会」、「沼島おのころクルーズ安全協議会」、「富山県旅客船安全協議会」の計5協議会より設置届出有 (R6.9末現在)

安全設備の搭載状況 (令和6年9月25日時点)

- 「総合的な安全・安心対策」に位置づけられている**小型旅客船等安全対策事業費補助金を活用し、義務化に先立ち、1,338隻が安全設備**（業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等）**の搭載を決定**（交付決定済み）。そのうち、**改良型救命いかだ等については505隻が搭載予定**。
- 公募締め切りが10月末に迫っていることから、補助対象の可能性のある事業者に対し改めて周知するなど、安全設備の搭載を希望する船舶が補助金を活用できるよう、周知を継続的に実施中。



<改良型救命いかだ等を搭載した船舶の例>

- 抜き打ちによる監査を積極的に実施することにより、事業者に対する監視を強化している。

【事例】 浸水の発生事実を国に報告せず、安全が損なわれた状態で運航を継続していた事案
(安全確保命令・解任命令)

<事案概要>

- J R九州高速船株式会社の運航する旅客船が、浸水が確認されていたにもかかわらず、国土交通省への報告を怠り運航を継続したことの他、臨時検査を受けていない船舶を航行の用に供したことなど、関係法令及び安全管理規程に違反する事実があることを、抜き打ち監査により確認した。

<行政処分>

- 同社に対し、「安全管理規程に基づき、事故等の発生を知ったときは、速やかに国土交通省及び海上保安庁にその概要及び事故等の処理の状況を報告すること」を含む安全確保命令を行った。
- また、同社の安全統括管理者及び運航管理者が、関係法令の遵守を徹底する職務等を怠っており、引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、安全統括管理者及び運航管理者の解任命令を行った。(令和6年9月17日)



事業者による安全情報の提供事例 (参考資料P.14④)

- 人の運送をする事業者にあつては、安全管理規程（個人情報や企業情報を除く全体版）など、輸送の安全にかかわる情報について、HP等により公表することが義務づけられている。
- 以下のとおり、事業者による安全情報の提供事例を示す。

事例 1

市営旅客船「あけぼの3」における安全への取り組みについて

- 市営旅客船「あけぼの3」の運航におきましては、安全を最優先事項に置き、以下のとおり取り組みを行っております。

1 安全管理規定の設定

- (1) 市営旅客船「あけぼの3」は、定期航路を運航する定期便及び大島周遊航路を基本としています。航路等を明確に定め、国土交通省の許認可申請を受けた航路以外は運航いたしません。
- (2) 市営旅客船「あけぼの3」は、日南市長が定める明確な安全方針に基づき、市組織内に安全最優先意識の徹底を図り、全員がこれを徹底して実行すべく、旅客船業務（付随する業務を含む）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全組織一丸となって輸送の安全を確保することを目的とし、安全管理規定を設定しております。

5 その他点検

- (1) 市営旅客船「あけぼの3」は、上半期、下半期に一度の中間検査（定期ドック）、五年に一度の船舶検査（直近での受検：令和5年）を受け、適宜機関の整備を行っております。



- (2) 一年を通じて各種訓練及び自主点検を実施し、安全意識の向上に努めております。



出典：宮崎県日南市HP

事例 2

◆ 安全対策・安全運航の取組み

① 運航前の点検や試運転の実施

毎朝実施する試運転時に船体の損傷の有無や、各機器、計器類の正常な作動など、点検簿の項目全てについて複数人で確認するほか、再度、出航前毎に点検簿項目の一部について再点検を実施



② 運航の慎重な判断

最新の気象情報の収集、乗り場や観光船に設置している風向風速計の情報を踏まえて、安全管理規程で定める基準より慎重な運航を実施



【出航中止基準】

- ・速力22ノット未満の船舶
風速15m/s以上、波高1m以上、視界300m以下
 - ・速力22ノットを超える船舶
風速15m/s以上、波高1m以上、視界500m以下
 - ・船外機（磯船等）
風速8m/s以上、波高0.8m以上、視界300m以下
- ※上記いずれかに該当する場合は出航を中止



③ 他船との連絡体制強化

全ての運航船に無線線を設置し、適宜情報を共有。また、地元の漁船との連絡体制を確保



④ 安全に係る設備

- (1) 救命設備（最大搭載人員395名の観光船の場合）
 - ・救命胴衣 50着（大人用）
 - ・救命浮輪 5個
 - ・救命浮器 22名用×22個 484名分
- (2) 陸上との通信設備
業務用無線、各携帯電話



■ PR事項

お客様に安心して楽しんでいただけるよう独自の非常訓練（非常操練）を年1回実施し安全・安心に努めています。

出典：阿寒観光汽船株式会社HP 26